



あいち電子自治体推進協議会 システム検証委員会報告書

平成23年11月

あいち電子自治体推進協議会システム検証委員会

私ども「システム検証委員会」では、あいち電子自治体推進協議会で開発・運用を行っている、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）において、本年9月に発覚したシステム不具合について、その検証を行うため、10月、11月に集中的に会合を重ね、原因の究明や不具合案件の調査を行ってまいりました。

また、調査に併せ、再発防止のための対応やシステム開発元の責任問題など、専門的な立場から意見を申し上げてまいりました。

このたび、当検証委員会として、調査の結果や再発防止策などを、「システム検証委員会における検証結果及び意見」として取りまとめましたので、報告いたします。

貴協議会や開発元におかれましては、今回の不具合事象の発覚後、システムの安定稼働を確保するため、直ちに対策を施した点は、評価すべきものと考えます。

しかしながら、今回の不具合事象は、電子自治体の推進を目指している愛知県及び県内市町村に対する県民の信頼を大きく損なう結果を招きました。極めて残念なことがあります。

貴協議会におかれましては、当検証委員会の検証結果や再発防止の意見を十分に斟酌され、県民からの信頼の回復に向け、公正性が確保されたシステム運用を図るよう、より一層努力していただくことを強く要望いたします。

平成23年11月29日

あいち電子自治体推進協議会
システム検証委員会委員長 小栗 宏次

システム検証委員会における検証結果及び意見

あいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）のシステムの運用については、利用者である県民の信頼の下に進められるものであり、このことを、システムの開発元及び協議会職員の一人一人が常に意識し、今回の不具合事象を教訓にして、公正なシステムの運用に取り組まれたい。

1 システム検証委員会の設立の経緯及び目的

「愛媛県の電子入札に不具合」という報道を受け、確認を行ったところ、本年9月13日に、愛知県、県内市町村（名古屋市及び安城市を除く。）、一部事務組合及び公社（以下「県・市町村等」という。）が共同で運用している「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）」（以下「当該システム」という。）においても、同様の不具合があることが発覚した。その不具合事象は、システムを通じて、入札参加者に入札参加資格決定通知書等が送信されてきた際、パソコンに一旦その通知書を保存し、改めてそのファイルを入札参加者が開くと、案件により制度上事前非公開となっている予定価格又は条件価格（最低制限価格や調査基準価格）までもが、画面上閲覧できてしまうというものである。

そこで、協議会において、この不具合事象の徹底した原因の究明、不具合事象が当該システム参加団体に与えた影響の把握、再発防止策、そして当該システム開発元の責任問題について、有識者を交えて検証を行うため、9月26日に「平成23年度あいち電子自治体推進協議会システム検証委員会設置要綱」を定め、当検証委員会を設置した。

2 システム不具合事象の発生原因

当該システムは、国土交通省が、広く公共工事における電子入札の普及を図るため開発したパッケージソフトであるコアシステムに、協議会が独自にカスタマイズをして作られている。

今回の不具合事象の発生原因としては、入札参加資格決定通知書等をシステムで作成する際に、予定価格又は条件価格（以下「予定価格等」という。）をデータベースから抽出して、帳票用のデータを作成するよう開発元がカスタマイズしているが、入札参加者側が当該通知書等を保存する場合にできるデータについて、帳票用のデータから非公開データを削除するための処理の設計を考慮していなかったこと、及びテストの確認項目からも漏らしていたことに起因する。このことは、

開発元である富士通株式会社自身が認めているところである。

なお、当該システム稼働開始から約5年間、この不具合事象が発覚しなかったのは、これが入札参加者側のパソコン画面で閲覧できる事象であり、通常、発注者側である県・市町村等では確認することができなかつたことによるものである。

また、事前非公開となっている予定価格等は、9月30日に入札参加者側の画面で非表示となるよう、当該システムの改善が行われている。

3 入札案件の検証結果について

不具合事象の影響把握のために、予定価格等と同額で落札した落札者に対し、発注者である県・市町村等が聴き取り調査を行った。その結果によれば、ほとんどの者は「自社積算システム」又は「過去の入札結果から類推して」入札価格を決定している。

当該システム上の不具合から条件価格を知った落札者が1社1案件あつたが、不具合を広く入札に利用した形跡は見受けられなかった。また、予定価格等と同額の落札者は124社であるが、落札者間に偏りは見受けられなかった。

従って、予定価格等を当該システムから事前に知り得ることが、入札参加者間に広まっていたとは考えにくいと判断する。なお、今回の事案では、不具合事象を入札に利用した落札者側に責任は生じないと判断する。

そもそも予定価格については、愛知県が「積算基準及び歩掛表」を公表していることや、入札に当たっては、設計図書も示していることから、予定価格の推察は可能である。条件価格についても、発注者が算定方法を公表していたり、あるいは定率で決定しているというようなこともあり、同じく推察は可能である。

従って、不具合状態によって、入札参加者の間での不公平が生じていた可能性は否定できないものの、予定価格等は別の方法でも推察できるものであり、当該システムから事前に知り得たとしても、そのことが入札に大きな影響を及ぼしたとは言い難い。

以上から、今回の当該システムの不具合は、県・市町村等が行った入札には、ほとんど影響を与えるものではなかったと、当検証委員会は判断する。

調査結果については、別紙 **参考1** 参照

4 開発元の責任問題について

まず、製品上の責任であるが、納品された当該システムは、協議会としても検査の上受領していることや、開発時から5年間運用してきていることから、一方的に開発元のみの責任とすることはできないが、不具合状態に至ったのは、大部分開発元である富士通株式会社の責めに帰すべきと考える。

不具合事象に係る損害賠償請求については、現時点では、具体的な損害が発生しておらず、賠償請求をすることはできない。しかしながら、今後、具体的な損害が発生した場合には、協議会は、富士通株式会社にその賠償を請求すべきと考える。

次にシステム運用上の責任であるが、協議会と富士通株式会社とは、現在の「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）維持管理業務」委託契約に付随するものとして、当該システムの安定稼働を提供するとともに品質保証する旨（いわゆるサービスレベルアグリメント条項（以下「SLA」という。））を結んでいる。

この SLA には、具体的な測定評価基準が定められていないため、この SLA をもって具体的な減額算定はできないが、総論的に「システムの安定稼働が一定期間提供されていなかった」という観点から、富士通株式会社との間で委託金額の減額について協議されたい。さらに、次年度以降については、トラブル発生に備えて、運用経費の減額が算定できるよう、現行の SLA に具体的な測定評価基準を入れておくよう提言する。

なお、協議会事業への新規参加停止については、協議会は愛知県の規則等に準拠して業務を行っているため、愛知県において物件の製造等の指名停止の基準として定めている「公正な契約の執行を妨げたことによる措置基準」の中の措置要件の「粗雑な物件等の納品」に該当するか、検討を行った。しかし、当検証委員会としては、当該システムが「粗雑な物件等」に該当するとは言い切れず、この措置基準には、抵触しないと考えるのが妥当と判断した。

5 再発防止策について

先に述べたとおり、今回の不具合発生の原因是、協議会が独自に行った当該システムへのカスタマイズ部分における開発元の設計及びテスト項目における考慮漏れである。

開発元においては、従来より企業内での検証体制等を構築されているものとは思うが、今後さらに検証体制の強化を図り、適正化に努めるよう求

めたい。

また、協議会においては、システムにカスタマイズを行う場合には、システム全体の機能との整合について、今後も十分念頭に置いて実施されたい。

さらに、開発時にユーザーとして運用テスト等に参加し、積極的・精力的に検証することは当然のことであるが、今回の事例を教訓として、運用開始後においても、発注者側及び受注者側双方の運用状況を確認できるような取り組みを実践されたい。

また、システム運用面においても、人為的な誤りが生じやすいものについては、協議会全体として運用上確実な方法を検討されたい。

併せて、これら再発防止策については、当該システムだけでなく、協議会の他のシステムへの対応も検討されたい。

6 その他（システムにおける電子くじの検証結果について）

第1回検証委員会開催後に、新聞報道等により、当該システムにおいて、「瀬戸市における入札案件に関して、入札金額が同額であった場合に利用する電子くじについて、落札者が特定業者に偏っているのではないか」との指摘があった。そこで、当検証委員会では、今回、当該システムの不具合案件の検証に併せ、同システムの電子くじ機能についても、プログラムソース調査やシミュレーションにより検証を行った。その結果、正常である旨確認した。

併せて、瀬戸市から依頼を受けて行った平成20・21年度の電子入札案件（電子くじ実施案件）44件については、プログラムの計算手順に基づき手計算により再計算した結果、くじの結果については問題ないことを確認した。

当該電子入札案件においては、当選回数の多い落札者がいることは確かであるが、電子くじの正当性は立証されている以上、「確率論的に起こり得た事案」という結論になると当検証委員会は判断する。

電子くじの検証結果については、別紙 参考2 参照

不具合案件の調査結果について

1 調査対象案件

調査範囲	調査対象案件	うち運用上支障のない案件	聴き取り調査対象案件
予定価格＝落札価格	104 件	5 件	99 件
条件価格＝落札価格	75 件	8 件	67 件
計	179 件	13 件	166 件

※注1 運用上支障のない案件：システム外で価格を事前公表している案件、複数回入札を行った結果予定価格等と同額で落札した案件等

※注2 聴き取り調査対象案件数は、166 件だが、複数案件落札している場合があるため、落札者数は、124 社である。

2 聴き取り調査対象案件

①予定価格＝落札価格の案件（重複回答あり）

回答	件数	パーセント
自社積算システム	93 件	94 %
過去の入札結果から類推して	3 件	3 %
電子調達システムの不具合で予定価格を見て	0 件	0 %
無回答	7 件	7 %
聴き取り調査対象案件	99 件	—

②条件価格＝落札価格の案件（重複回答あり）

回答	件数	パーセント
自社積算システム	39 件	58 %
過去の入札結果から類推して	38 件	57 %
電子調達システムの不具合で条件価格を見て	1 件	1 %
無回答	2 件	3 %
聴き取り調査対象案件	67 件	—

※注 ①、②とも「パーセント」は、回答のあった件数を聞き取り調査対象案件で除したもの。従って重複回答があるのでパーセントの計は100にはならない。

あいち電子調達共同システム〔公共工事〕に係る電子くじによる
落札決定者の偏り報道についての検証結果

瀬戸市において平成20・21年度に実施した電子入札の内、同価格で落札候補者が複数となった入札44件の参加業者別「くじ参加回数」と「くじ当選回数」について、検証した結果は下記の通りである。

記

1 くじ入札実施回数	44回
2 くじ参加延べ業者数	212社
3 当選回数別業者数	
当選5回	1社 (A社)
当選4回	1社 (B社)
当選3回	2社 (C・D社)
当選2回	4社 (E・F・G・H社)
当選1回	21社
当選0回	47社
	計 76社

4 多選（5回～2回）業者の状況（○…当たり …はずれ 数字はくじ参加者）

(A社) 参加10回	当選5回	8 5 7 13 13 11 5 2 6 6
(B社) 参加16回	当選4回	5 7 13 13 11 5 6 6 3 3 6
		3 2 3 2 3
(C社) 参加 5回	当選3回	3 2 2 3 4
(D社) 参加 9回	当選3回	7 13 13 11 5 6 5 2
(E社) 参加 3回	当選2回	2 2
(F社) 参加 5回	当選2回	5 6 3 5 3
(G社) 参加 8回	当選2回	5 5 2 6 2 5 3 2
(H社) 参加 9回	当選2回	8 7 13 13 11 6 6 2 3

**あいち電子自治体推進協議会
システム検証委員会の開催状況**

区分	開催日時及び場所	主な内容
第1回	平成23年10月5日(水) 午前10時～午後0時30分 【愛知県自治センター会議室D】	<input type="radio"/> システム検証委員会の趣旨説明 <input type="radio"/> システム不具合の原因把握 <input type="radio"/> 不具合案件の調査方法の検討
第2回	平成23年11月10日(木) 午後1時～午後4時 【愛知県自治センター研修室】	<input type="radio"/> 不具合案件の調査結果について <input type="radio"/> 再発防止策の検討 <input type="radio"/> 開発元の責任問題の検討 <input type="radio"/> 電子くじの検証結果について
第3回	平成23年11月21日(月) 午前10時～正午 【愛知県自治センター大会議室】	<input type="radio"/> 再発防止策について <input type="radio"/> 開発元の責任問題について <input type="radio"/> システム検証委員会報告書について

あいち電子自治体推進協議会システム検証委員会 委員名簿

職等	所 属		職名	氏名
委員長	愛知県立大学	情報科学部	教 授	小栗 宏次
委員	名古屋工業大学	大学院工学研究科	教 授	松尾 啓志
委員	石原総合法律事務所	愛知県入札監視委員会委員	弁護士	石原 真二
委員	デロイトトーマツリス クサービス株式会社	代表取締役	公認会計士	久保 恵一
委員	豊橋市	総務部情報システム課	課 長	河合 亮二
委員	一宮市	総務部契約課	課 長	吉川 宏之
委員	半田市	総務部総務課	課 長	竹内 甲司
委員	大治町	総務部企画課	課 長	安井 慎一
委員	幸田町	総務部企画政策課	課 長	小野 浩史
委員	愛知県	農林水産部農林検査課	主 幹	山田 幸一
委員	愛知県	建設部建設総務課	主 幹	松下 靖
委員	愛知県	企業庁管理部総務課	主 幹	加藤 隆一

平成23年度あいち電子自治体推進協議会システム検証委員会設置要綱

平成23年9月26日 あいち電子自治体推進協議会会长制定

(設置)

第1条 あいち電子自治体推進協議会（以下、「協議会」という。）の各システムに関し、検証を行い、必要な助言、勧告を行うため、システム検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 協議会システムについての課題等の調査、検証
- (2) 協議会システムの改善についての助言及び勧告
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員は、協議会会員及び見識を有する者の中から協議会会长が選任する。
- 3 委員長は、委員の中から協議会会长がこれを選任する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、協議会事務局（愛知県地域振興部情報企画課）において処理する。

(補足)

第6条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月26日から施行する。